

静岡県告示第951号

静岡県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年静岡県告示第991号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第2</b> 貸付限度額並びに償還の期間及び方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる資金にあつては、それぞれ(1)から(6)までに掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第10条第1項</u>の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法<u>第12条</u>に規定する資金 12年以内</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><b>第2</b> 貸付限度額並びに償還の期間及び方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる資金にあつては、それぞれ(1)から(6)までに掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第17条第1項</u>の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法<u>第19条</u>に規定する資金 12年以内</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第13号中「林業・木材改善資金貸付金事業実施報告書」を「林業・木材産業改善資金事業実施報告

書」に、

貸付決定額	を	貸付決定額	に改める。
貸付超過額		貸付超過額	
貸付超過の場合の処理経過		貸付超過の場合の処理経過	

」

附 則

- この告示は、公示の日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の静岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。